

パブリックコメント（意見公募）の実施結果について

- ・案件名 伊東市水道水源保護条例の一部を改正する条例（案）
- ・実施期間 平成30年12月27日（木）～平成31年1月25日（金）
- ・担当課 水道課
- ・意見提出数 2人・3件
- ・頂いたご意見の内容と市の考え方

受付 番号	条 例	意 見 内 容	市 の 考 え 方
1	2	<p>（定義）</p> <p>「対象事業場」は、「制限」が加えられ、また、「一時停止命令」、「事業者の公表」が行われることがあります。これは、本市にとっても事業者にとっても大変重要なこととなります。</p> <p>従いまして、施行規程改正(案)の中にありますように、既に具体の「対象事業場」が識別できているならば、「その他」として「管理規程」の中に掲載するのではなく、議会の議決を経なければならない条例中に明示すべきものだと思慮いたします。</p> <p>今後、社会の変化に応じてそれまで予想されていなかった対象となるべき事業場が出現した場合には、その他に該当させるか、あるいは、再度条例改正して、別表に加えるかすべきものと思慮致します。</p>	<p>「対象事業場」につきましては、条例制定時に水質に大きな影響を及ぼすことが懸念される4事業に限定して運用してまいりました。しかしながら近年の多様化した事業において、水質への影響が定かではないものもありますことから、今回「その他水質汚濁のおそれのある事業（管理規程に定めるものに限る。）」を追加するものです。</p> <p>なお、「その他水質汚濁のおそれのある事業」は運用上の対象基準を明確にするため、現在想定できうる事業を別途管理規程で規定し、更には想定外の水質汚濁のおそれのある事業にも対応できるよう「その他管理者が特に必要と認めるもの」としました。</p>

		<p>また、一般論としての「発電所」では、今伊東市が置かれている状況を考えますと、本条例を改正する意味が不明瞭になるのではないのでしょうか。「太陽光発電設備設置事業」と明記した方が、伊東市の姿勢を明確に示すことができるものと思慮致します。</p>	
2	附則	<p>条例改正施行日は施行規程改正施行日と同日か。</p> <p>施行日は、公布から2～3ヶ月後が相当という考え方もあろうかと思いますが、水道水源の保護は、市民の生活安全上最も重要な事案でありますので、公布即日施行が相当と思慮致します。</p>	<p>条例改正施行日と施行規程改正施行日は同日とする予定です。</p> <p>施行日につきましては、今回の改正により私的財産に新たな制限が加えられますことから、本条例改正については、周知期間として公布の日から3か月程度としました。</p>
3	その他	<p>「事業計画基準」には、ゴルフ場、産業廃棄物処分場などに関する記載はありますが、改正後の追加事業に係る記載がありません。</p> <p>追加事業に対する新たに項を起こして事業計画基準に記載すべきと思慮致します。</p> <p>八幡野のメガソーラー事業は、市の条例を破ってなお事業を継続している事例もありますことから、当たり前のことかも知れませんが、法令遵守の項を記載すべきだと思慮致します。</p> <p>※1 パブリックコメントの関連資料には「参考」として水質汚濁のおそれのある事業の説明を掲載しているが、本文には掲載されないのか。</p> <p>※2 「参考」中「その他管理者が特に必要と認めるもの」「上記以外の事業で水源の水質保全に必要なもの」とあるが、「上記以外の水質汚濁のおそれのあるもの」ではないか。</p>	<p>「事業計画基準」につきましては、今後、「伊東市水道水源保護審議会」の意見を伺いながら改正の検討を行います。</p> <p>なお、「参考」はパブリックコメントの条例改正(案)を説明するための関連資料であり、伊東市水道水源保護条例施行規程の規定ではありません。</p>

	<p>※3 施行規程の「エ その他管理者が特に必要と認めるもの」ですが、水質汚濁のおそれのある事業を特定するのに「特に必要と認める」の文言は合わないのではないか。「エ その他管理者が水質汚濁のおそれのある事業と認めるもの」</p>	<p>参考といたします。</p>
--	---	------------------